

第四十九号議案

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第五十四条・第五十五条）」を「（第五十四条―第五十六条）」に改める。

第三条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条ただし書中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第七条第二項中「、第九条」を「から第九条の二まで」に改める。

第九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言

動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第九条の二 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならぬ。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

八 虐待の防止のための措置に関する事項
第十四条中「（平成九年法律第二百二十三号）」を削る。

第三十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第三十一条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

第三十四条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その

職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十五条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十六条第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「入居者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができる」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十七条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第四十三条中「第八条まで」の下に「、第九条の二」を加え、「、第九条」を「から第九条の二まで」に改め、「準用する第八条」の下に「、第九条の二」を加える。

第四十五条に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営が見込まれるとともに入所者の処遇に支障がないものにあつては、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十八条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができ

るものとする。ただし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第四十九条中「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に、「第八条、第九条」を「第八条から第九条の二まで」に改める。

第五十一条第四項第二号中「十二人以下としなければならない」を「原則として十二人以下とするものとする」に改め、同号ただし書中「規則で定める」を「入居者の処遇に支障がないと認められる」に、「この限りでない」を「十五人以下とすることができる」に改め、同項第五号を削り、同項中第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十三条中「第八条まで」の下に「、第九条の二」を加え、「次条、第九条」を「次条から第九条の二まで」に改め、「準用する第八条」の下に「、第九条の二」を加える。

第五十五条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とし、第六章中同条の前に次の一条を加える。

(電磁的記録等)

第五十四条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第六項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第三条第四項（新条例第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十条の二（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）及び第三十四条第三項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じなければならない」と、新条例第十三条（新条例第四十九条において準用する場合を含む。）及び第三十七条（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めるよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条第三項（新条例第四十九条において準用する場合を含む。）及び第三十五条第四項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第九条の二（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第九条の二第一項中「講じなければならない」とあるのは「講じよう努めなければならない」と、同条第二項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改

築された部分を除く。）の居室については、この条例による改正前の東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第三十六条第四項第五号及び第五十一条第四項第五号の規定は、施行日以後もなおその効力を有する。

（提案理由）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第九号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の改正に伴い、業務継続計画の策定等に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。